

財団法人日本ハンドボール協会 各委員会規程

(目的)

第1条 この規程は本協会の寄付行為第4条に掲げる事業を達成することを目的として、本協会の委員会の運営を円滑に行うために必要な事項を定める。

(事業)

第2条 本協会に設置された各委員会の事業は、下記のとおりとする。

(1) 総務委員会

- 1) 組織に関すること。
- 2) 関係諸団体に関すること。
- 3) 日程に関すること。
- 4) 登録に関すること。
- 5) 諸規則、規程に関すること。
- 6) 理事会、常務理事会の事務に関すること。
- 7) 評議員会の事務に関すること。
- 8) 事務局に関すること。
- 9) 職員に関すること。
- 10) 他の委員会に属さざること。

(2) 國際委員会

- 1) 國際ハンドボール連盟との連携
- 2) アジアハンドボール連盟との連携
- 3) 世界ハンドボール界の動向調査と情報分析
- 4) 本協会の各委員会の國際活動のサポート
- 5) 日本ハンドボール界の世界における地位確保に関する諸展開
- 6) その他、本委員会の目的を達成するための事業

(3) 財務委員会

- 1) 本協会の主催する国際的、全国的な規模の大会開催に関する財政面の指導及び開催権料、入场料及び広告費等の事業収入の確保に関すること。
- 2) 補助金、委託金及び加盟団体の負担金の適正な確保に関すること。
- 3) ハンドボール競技の用具及び施設、設備の検定料及び公認料の徴収に関すること。
- 4) 寄付金、物品売上金の収入に関すること。
- 5) 10万人会等の収益に関すること。
- 6) 機関誌及び指導マニュアル、ルールブックその他の刊行物の発行に伴う事業収入の確保に関すること。
- 7) その他、本委員会の目的を達成するための事業。

(4) 会計委員会

- 1) 年度予算作成に関わること。
- 2) 補正予算作成に関すること。
- 3) 月次予実算推移に関すること。
- 4) 月次及び年度決算処理に関すること。
- 5) 実行予算立案及び報告処理に関すること。
- 6) 委員会の会計処理に関すること。
- 7) 会計処理手法の合理化に関すること。
- 8) 職員に関すること。
- 9) その他、本委員会の目的を達成するための事業

(5) マーケティング委員会

- 1) マーケティング活動に関する計画の企画立案に関すること。
- 2) 本協会の主催する大会のマーケティング活動の推進事業に関すること。
- 3) 本協会の加盟団体とのマーケティング活動の調整に関すること。
- 4) その他、本委員会の目的を達成するための事業。

(6) 企画委員会

- 1) 男女ナショナルチームの強化育成の企画、立案に協力すること。
- 2) 競技力向上、普及に関しての企画、立案に協力すること。
- 3) 国内、国際行事の企画、立案に関すること。
- 4) その他、本委員会の目的を達成するための事業。

(7) 広報委員会

- 1) 本協会の行う行事・活動に関する広報活動に関すること。
- 2) 報道機関に対する情報の提供、収集に関すること。
- 3) 機関紙の発行に関すること。
- 4) その他、本委員会の目的を達成するための事業。

(8) 競技運営委員会

- 1) 国内における本協会主催（共催を含む。）大会の企画・運営に関すること。
- 2) 国内における競技運営に関すること。
- 3) チーム・選手・チーム役員の登録に関すること。
- 4) 競技用具及び施設設備の整備・検定に関すること。
- 5) 関係団体との連絡・調整に関すること。
- 6) その他、本委員会の目的を達成するための事業。

(9) 普及委員会

- 1) 普及に必要な総合計画及び運営に関すること。
- 2) 小学生、中学生層に対する普及・指導(学校体育指導も含む)事業の運営に関すること。
- 3) 少年チーム(スポーツ少年団を含む)への育成事業に関すること。
- 4) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- 5) その他、本委員会の目的を達成するための事業。

(10) 指導委員会

- 1) 技術・指導の体系化に関すること。
- 2) 技術・指導法の研修会等の開催に関すること。
- 3) 技術書・ビデオ等指導資料の作成と販売に関すること。
- 4) 公認指導者の育成・研修に関すること。
- 5) その他、本委員会の目的を達成するための事業

(11) 強化委員会

- 1) ナショナルチームに関すること。
- 2) 競技力向上に関すること。
- 3) その他、本委員会の目的を達成するために必要な事業。

(12) 審判委員会

- 1) 資格の認定に関すること。
- 2) 競技規則の制定に関すること。
- 3) その他、本委員会の目的を達成するために必要な事業。

(13) ナショナルレーニングシステム運営（NTS）委員会

- 1) NTS実施運営に関すること。
- 2) 若年層からの優秀な選手の発掘・育成・強化施策に関すること。

- 3) 指導者の育成に関すること。
 - 4) 強化指導に関する国際情報の収集・分析・対策に関すること。
 - 5) その他、委員会の目的を達成するために必要な事業。
- (14) 日本リーグ委員会
- 1) 日本リーグの企画に関すること。
 - 2) 日本リーグの財務に関すること。
 - 3) 日本リーグの運営に関すること。
 - 4) その他、日本リーグに関する事業。
- (15) イベント開催に必要な委員会
- 1) 委員会の目的を達成するための事業。

(会議)

第3条 会議は必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

2 会議の終了後議事録を作成し、常務理事会に提出しなければならない。

(専門委員会)

第4条 各委員会の専門委員会は、次に示したとおりである。

- (1) 広報委員会
 - 1) 機関誌編集委員会
 - 2) インターネット専門委員会
- (2) 競技運営委員会
 - 1) スケジュール委員会
 - 2) チーム・選手・チーム役員登録専門委員会
 - 3) 競技用具検定専門委員会
- (3) 普及委員会
 - 1) 小学生専門委員会（スポーツ少年団を含む）
 - 2) 中学生専門委員会
 - 3) 学校体育検討専門委員会
- (4) 指導委員会
 - 1) 指導者育成専門委員会
 - 2) 技術・指導検討専門委員会
- (5) 強化委員会
 - 1) 男子強化専門部会
 - 2) 女子強化専門部会
 - 3) スケジュール調整部会
 - 4) 分析サポート部会
- (6) 審判委員会
 - 1) 競技規則研究専門委員会
 - 2) 視聴覚専門委員会
 - 3) 国際専門委員会
 - 4) 日本リーグ専門委員会
 - 5) 総務専門委員会

(会計)

第5条 本委員会は毎年度末に決算を実施し、常務理事会の承認を得なければならない。また、次年度の予算書を作成し、常務理事会に提出しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 規程の改廃は、常務理事会で検討し、理事会の承認を得なければならない。

(期 間)

第7条 委員の任期は本協会の役員の任期と同一とする。

2 委員はその任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

3 委員長は後任委員長に対して引継ぎ書を作成し、引継ぎをしなければならない。

(付 則)

1 この規程は平成4年7月11日より施行する。

2 平成17年4月1日改正。